

印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人公募に関する質問及び回答(平成29年12月18日)

	分類	質問	回答
1	仕様書	<p>6. 業務内容 認知症総合支援事業について 認知症カフェを開催するにあたり、民間団体等(例:高齢者福祉NPO、大学)と共同開催する、あるいは、カフェの運営を再委託(例:カフェ運営実績のある団体や事業所)することは可能か。</p>	<p>認知症カフェについては、地域包括支援センターが主体となり、地域の実情に応じて企画・運営することとしており、外部団体との共同開催や再委託することは認められません。ただし、ボランティアとして地域の医療機関や介護保険事業所、地域住民等の協力を得ることは可とします。</p>
2	仕様書	<p>6. 業務内容 指定介護予防支援業務について 全職員の指定介護予防支援業務が1人当たり担当件数月10件に達し、かつ他の指定居宅介護支援事業所に委託する先が見当たらない場合、どのような対応をとればよいか。</p>	<p>募集要項 1-5 人員体制 3. その他の職員の配置 を参照してください。</p>
3	仕様書	<p>6. 業務内容 その他の業務について 一般介護予防事業「いんざい健康ちよきん運動」の後方支援及び事業の普及、啓発への取り組みに関し、後方支援に期待される最低限の具体的な業務、あるいは支援に係る定量的な目標を示してほしい。</p>	<p>業務内容は、各講座の運営補助(サポーター養成講座(年3日間・4日間の2コース)、インストラクター養成講座(年3日間)等)、体力テスト実施時の補助、新規グループのサポートとしており、地域包括支援センター職員1名が従事することとします。</p>
4	様式	<p>様式10 運営に関する計画書(職員配置)について 配置予定人数は、3職種の職員のみ記載及び各々の免許証を添付することでよいか。プランナーの介護支援専門員と事務職員については不要か?</p>	<p>様式10は、指定介護予防支援業務専任の介護支援専門員と事務職員については不要です。</p>
5	その他	<p>ファイリングキャビネットの追加貸与は可能か</p>	<p>追加貸与はありません。</p>